

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 第6回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2023年7月28日、第6回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230728.html

【ご参考】

メルマガ 2023年6月28日【その他】第5回社会保障審議会年金部会の開催について

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n364_nenkin_magazine_20230628.pdf

【議事】

○今回は、第4回の部会で示された「次期制度改正に向けた主な検討事項」から、個別の検討事項として、以下2点について、議論が行われました。

- ・遺族年金制度について
- ・加給年金制度について

○始めに、事務局より資料1、2について説明が行われました。

1. 遺族年金制度（厚生労働省HP 資料1をもとに記載）

①遺族年金制度の概要

- ・遺族基礎年金
- ・遺族厚生年金

②遺族年金制度の改正経緯・課題

- ・年金部会における議論の整理（平成27年1月21日）における指摘
〈共働きが一般化することを前提とした遺族年金制度の在り方〉
 - 制度上の男女差の解消／養育する子がいない家庭における有期化又は廃止／その際には、現に配偶者の年金で生計を立てている者への配慮が必要／離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったときにおける遺族基礎年金の支給停止といった各論の検討も必要
- ・これまでの年金部会における主なご意見
 - －総論／遺族厚生年金の男女差／遺族厚生年金の有期化／遺族基礎年金の支給停止等／生計維持要件 等

③遺族厚生年金

- ・受給者の実態（受給者数、年金額等）
- ・女性を取り巻く社会経済状況（就業率の推移等）

④遺族基礎年金（受給者数、子に関する支給停止・失権規定等）

⑤諸外国の事例

2. 加給年金制度（厚生労働省 HP 資料2をもとに記載）

- ・制度概要、支給状況、平均年金額等

3. 委員からの意見（一部抜粋）

〈遺族年金について〉

- ・遺族厚生年金の受給要件の男女差については、次回の改正で見直すべき。欧米諸国において男女差を解消した80、90年代と比べても、現在の日本は男女間の賃金格差も縮小しており、遺族厚生年金における男女差を解消できる段階にある。
- ・配偶者死亡後の生活の変化に対する一時的な支援なのか、中長期的な生活支援なのかを明確にすべき。
- ・配偶者死亡後の生活の変化に対する一時的な支援として考えるべき。それを前提として、支給停止となる収入額の是非や、支給期間の有期化等も検討すべきと思う。
- ・子がいるか否かで支給が決まる遺族基礎年金については、子に第一に受給権を発生させてはどうか。妻や夫はその親権者として遺族基礎年金を管理するという仕組みにしてはどうか。
- ・遺族基礎年金について、親の再婚や、養子縁組等、周囲の大人の意向で受給の権利がなくなるというのは、子供の権利の観点で見直すべきだと思う。

〈加給年金について〉

- ・夫婦の年齢差によって支給の有無や支給期間が決まる等、時代に合っていない制度であり、廃止とすべき。

〈全体を通して〉

- ・制度改正においては、現在の制度を前提として生活設計をしている人がいることを考慮し、十分な経過措置を設けるべき。
- ・遺族年金や加給年金は過去の社会状況の影響を色濃く残す制度であり、受給要件等も分かりづらい。若い人にとっては公的年金への信頼性に対してマイナス影響を与えるのではないか。

部会の最後に、事務局より、次回以降の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202307-170-0187-D